

広報資料
(府同時)



京都市
CITY OF KYOTO
京都市はSDGsを
支援しています。



平成31年4月17日
京都市文化市民局

担当 暮らし安全推進部消費生活総合センター
TEL 256-1110

5月は消費者月間です!

ともに築こう豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない2019～

「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めています。

これを受け、消費者庁では毎年統一テーマを設定し、このテーマの下、全国で消費者、事業者、行政が一体となり、消費者啓発や学習会などの様々な取組を行っています。

この度、京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都においても、下記の取組を実施しますので、お知らせします。

記



【日時】 令和元年5月18日(土) 午後1時30分～午後5時(開場:午後1時)

【会場】 京都市男女共同参画センター ウィングス京都イベントホール

(京都市中京区東洞院六角下る御射山町262番地)

※ 一般来館者用の駐車場はありませんので、本施設へお越しの際は、電車・バスなど公共交通機関を御利用ください。

【内容】 ・記念講演「SDGsと消費者市民社会」

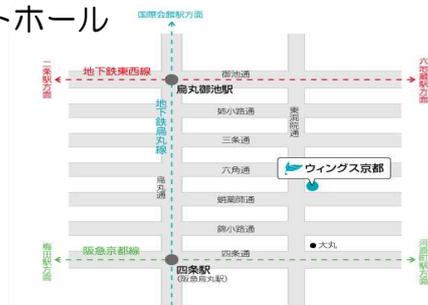
講師 ^{あなん ひさ} 阿南 久 氏 (元消費者庁長官、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、消費者市民社会をつくる会代表)

・映画「ザ・トゥルーコスト ～ファストファッション 真の代償～」の上映

ファッション業界でも大量生産・大量消費が問題化
誰かの犠牲の上に成り立つファッションに変化が起き始めた!
トレンドはエシカル&フェアトレード・ファッション
ファッション産業の今と、向かうべき未来を描き出すドキュメンタリー

【定員等】 240名(参加費無料/事前申し込み不要※先着順)

【主催】 京都市・京都府・NPO法人コンシューマーズ京都



<参考> 平成31年度消費者月間統一テーマ

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない2019～」

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

日本政府は2016年5月にSDGs推進本部を立ち上げ、企業、地方公共団体、NGO、消費者など、様々なステークホルダーとの連携の下、「豊かで活力ある未来像」を創るため、具体的な施策に取り組んでいます。

消費者庁においても、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者利益の擁護・増進のための相談体制の整備はもとより、「エシカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、消費者志向経営の推進、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

また、消費者が安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、消費者、事業者、地方公共団体、国などの全てのステークホルダーが共通の目標を共有し、連携して行動することのきっかけとするため、平成30年度消費者月間においては、「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」を統一テーマに掲げました。

様々な主体が連携し、誰にとっても等しく豊かな消費社会を構築するためには、今後も継続的な取組が重要です。

そこで、引き続き、様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、連携して行動していただくためのきっかけとなるよう、平成31年度の消費者月間でも、「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～」を統一テーマとして掲げます。